

市政に対する

一般質問

今定例会では、12人の議員が6月4日、5日、7日に一般質問を行いました。質問の中から、主なものを質問者順に掲載します。

一般質問とは、議案と関係なく市の行政事務の状況や将来に対する方針などをたずぬもので、市側は、質問に対し基本的な考え方や問題解決策について答弁します。

小林啓子議員

- 杖置き場の設置について
- 「幸手市くらしのガイドブック」について
- 幸手市における「子どもの応援ネットワークづくり」について

本田謡子議員

- 権現堂桜まつりと桜について
- 幸手市のホームページについて
- 神扇グラウンドの施設整備について

小林順一議員

- 市民の安心、安全な暮らしについて
- 市民要望について

松田雅代議員

- 子どもの通学路の安全確保対策について
- かんがい排水事業補助金交付の不適正な事務処理を10年以上も見過ごしてきた市の問題と再発防止について
- 超高齢化社会における住宅の老朽化、空き家対策、住民の高齢化によるコミュニティの推進への対応について

中村孝子議員

- 幸手市子ども・子育て支援事業計画、幼児教育について

青木章議員

- 県営権現堂公園について
- 小中学校のトイレ改修について
- 郵便局との包括連携協定について

宮杉勝男議員

- 次年度初頭の予定について

小河原浩和議員

- 幸手駅橋上化及び自由通路（幸手駅西口開設）について

大平泰二議員

- パワハラ、セクハラ問題
- 中島用悪水路土地改良区補助金問題
- 人口減少と財政問題について
- 市民要望について

大山重隆議員

- 幸手市の在宅介護・看護、施設入所について（幸手市の独居高齢者・高齢者夫婦世帯が全世帯の約3割になってきている。）
- 今年度中に公募となる地域包括支援センター（民間委託）について

木村治夫議員

- こども食堂の設置について
- 市街化調整区域の利用、活用促進について

武藤壽男議員

- 中島用悪水路土地改良区に対する補助金に関する調査等結果報告書と補助金返還について
- 中島用悪水路土地改良区に対する補助金に関する監査請求の結果について

杖置き場の設置は
つえ



小林啓子議員

Q 障がいのある方やご高齢の方などが、杖をついて市役所の各窓口やウエルス幸手の窓口に来ているのを見かける。しかしながら、杖を一時的に収納できるところがない。

近隣の市役所等には「つえスツーカー」というものが設置されている。

幸手市としても設置してはど

うかを伺う。

A 市役所やウエルスに来庁される方には、障がいや高齢により杖をご利用されている方がおり、窓口で事務手続き等をする場合に、杖の置き場が無いことに不便を感じている様子が見受けられる。

このような状況を受けて、今後、来庁された方の利便性向上のため、窓口カウンターに杖を立て掛けることが出来るホルダ

などを伺う。

1について、今年度中に設置する方向で調整して参りたい。

(健康福祉部長)



神扇グラウンドの施設整備は



本田謡子議員

Q 神扇グラウンドの駐車場は、でこぼこじり道の

ような状態で、大きな大会があると車であふれ、グラウンドのまわりまで片側縦列駐車となる。また、仮設トイレには女性専用のトイレがない。今では圏央道を利用し、練習に来る女子ソフトボールのチームもあると聞く。そこで市としての考えや改善点

A 神扇グラウンドについては、借地であるため、更なる整備等には様々な制約がある。このため現時点では、駐車場の拡張や舗装が困難であり、駐車場不足に対しては、グラウンドの利用団体を通じて、乗り合わせで来場いただくことをお願いし、駐車場のでこぼこや窪地については、碎石を敷くなどして対処したいと考えてい

る。

また、女性専用トイレの設置については、利用状況等を確認したうえで、仮設となるものの設置する方向で検討していく。

(教育部長)



市民の安心、安全な暮らしを守るには



小林順一議員

Q 報道による子供、女性に
対する命が奪われるなど
の事件が後を絶ちません。幸手
市においても、不審者が出没す
るなど、安心・安全な暮らしが
できません。

市の公用車は何台稼働してい
るのか伺う。市の青色防犯パト
ロール車両は何台走行している
のか伺う。青色防犯パトロール

車両に、ドライブレコーダーは
搭載されているのか伺う。
すべての公用車に青色回転灯
とドライブレコーダーの搭載を
提案するが所見を伺う。

A 幸手市の公用車について
は、平成30年4月1日現
在、98台が稼働している。

青色防犯パトロール車両は6
台登録しており、ドライブレコ
ーダーは搭載されていない。
青色回転灯については、地域

での犯罪の抑止に
なることから、今
年度は6台を追加
登録する予定であ
り、少しずつ増や
していきたいと考
えている。

ドライブレコーダーについて
は、公用車更新の際、新規購入
車に搭載など、今後、増やして
いきたいと考えている。

(総務部長、市民生活部長)



不適正な事務処理を見直してきた市の問題は



松田雅代議員

Q 財政規律の維持は地方公
共団体の重要な課題であ
り、その規律維持のためにルー
ルや手続きを定め、それに則り
事務が運営されるべきである。

本件は、国・県の補助対象で
あったことをきちっと確認する
ことなく、補助金が過多に支給
されてしまっており、手続き的
瑕疵(重大な過失)があったと

言わざるを得ない。
不適正な事務処理を10年以上
も見直してきた最大の理由は
何か、ルール通りに行われな
かったことに起因することは何
か、類以の事案は無いか伺う。

A 当該補助金の事務処理は、
前年度を参考にしたり、
前任からの引継ぎをもとに行っ
ていたりしていたため、毎年、
同じような事務処理となってい
た。このような前例踏襲の形が、

結果として不適正な事務処理に
つながったものと考えている。
市は多種多様な補助金交付を行
うが、今回のことを反省し、今
年度からは補助金ごとのチェッ
クリストを設け、国・県補助の
有無については申請の段階で必
ず確認するなど、類似の誤りや
不適正な事務を防止することと
した。

(建設経済部長)

本気で幼児期教育を



中村孝子議員

Q 昨今、精神形成が不十分な人たちによる理不尽な事件が頻発している。幼稚園教育要領に曰く、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。公教育での幼稚園について市長の見解を伺う。又、女性活躍社会での保育園指向の中、市が率先して、幼保一元化の子ども園へ移行す

べきと考えるが、市長の見解を伺う。現在策定作業中の第6次総合振興計画における、幼児期教育の位置づけについて伺う。

ている私立幼稚園を重要な施設と考え、まずは、私立幼稚園の幼保一元化を推進していく。第6次総合振興計画での子ども・子育て支援施策については、市民ニーズの高いものであり、今後、具体的な施策を検討していきたい。

A 公教育での幼稚園については、私立幼稚園に対する支援や協働も行政の重要な取り組みと考えている。特色ある幼児教育が、さらに充実するよう取り組んでいきたい。幼保一元化については、長年の歴史があり、幸手市の幼児教育を担っ

(市長)



通学時の児童と独居老人等の見守り強化を



青木 章議員

Q 通学時の児童が、事件に巻き込まれる事案がニュースで報道されています。幸手市でも時々不審者の出没が報告されます。また、独居老人等も増えその生活ぶりもとても気になります。そこで、多くのバイク等が日々幸手市内を巡回している郵便局と包括連携協定を結び、児童と独居老人等の見守り

(パトロール)をお願いしてはいかがか。更に、市外に住む「子世帯」が幸手市に住む親を見守る制度を「ふるさと納税」を利用して行うことが出来ないか伺います。

していただいています。今後は、更に実効性が増すと思われれますので、通学時の児童の見守りを含め、包括連携協定を締結できるように協議していきます。

A 市では、ごみの不法投棄や道路の損傷等の情報提供に関して、郵便局と覚書等を交わしています。また、高齢者等の地域見守りネットワークの関係機関として郵便局も協力を

また、ふるさと納税をしていただいた方への返礼として、高齢者の見守りサービスが可能かどうか郵便局と連携協定締結に向けた中で検討をしていきます。

(総合政策部長)

次年度初頭の予定



宮杉勝男議員

Q 天皇陛下が来年4月30日に退位され、皇太子殿下が翌5月1日に即位される日程が正式に決まり、統一地方選挙や市の様々な日程に影響があると考えられるが、次年度初頭の予定について伺う。

①県議会および市議会議員選挙の日程について伺う。
②新駅舎オープンセレモニーの

日程について伺う。
③さくらマラソン大会の日程について伺う。
④さくらサミットの日程について伺う。

A ①統一地方選挙となる県議会および市議会議員選挙の日程は、国の法律で決まる

ところだが、現時点では県議会選挙を4月7日(日)、市議会議員選挙を4月21日(日)に予定している。
②新駅舎オープンセレモニーは、

天候不順等による工事の遅れを考慮し、現時点では、平成31年3月16日(土)を第1候補日とし、同月28日(木)を第2候補日として予定している。
③さくらマラソン大会は、4月7日の第1日曜日の開催を予定している。
④さくらサミットは、権現堂桜堤の開花状況がよいと想定される4月3日と4日の2日間を予定している。
(市長・選挙管理委員会書記長)

幸手駅橋上化および自由通路(西口開設)について



小河原浩和議員

Q 幸手駅橋上化および自由通路と、駅前広場からの駅前通りのそれぞれの進捗状況と、今後の工事予定、整備内容を具体的に伺う。

また、自由通路、橋上駅舎の完成式典の予定や内容、今後検討していきたいものがあつたら具体的に伺う。

A 駅および自由通路は8月末頃に鉄骨組立てを終え、外壁、設備、内装、外構工事などを2月下旬を目途に完成させる。西口駅前道路は一部仮設道路を暫定供用し、幅員9m道路から県道幸手久喜線までのアクセス道路を整備する。式典は自由通路内の改札前や西口駅前広場をメイン会場に想定し、先進事例を参考に本市独自の式典を検討する。また、西口の顔づく

りとして駅前広場に桜の植樹、

待ち合わせ用のベンチやモニュメントなどの設置を検討している。
(建設経済部長)



市は改良区に補助金(国・県)の有無を確認したか



大平泰二議員

Q

市の調査報告書に「国・県の補助金の有無について土地改良区に口頭で行った」との下りがあるが、「有無」の確認は中島用悪水路土地改良区に行ったと確認できるか。

A

改良区への確認は口頭で行い、単独事業との回答があり、国県補助金の記載がない報告書が提出された。土地改良区は、要綱上の補助率の相違を知らずに、全ての事業を単独事業として補助申請を行った。2月8日に実施した聞き取りにおいて、「より多くの補助金のおいて、」



交付を受けるよう組織としてまた個人として市を欺く意図はなかった」との説明があり、過多となった申請が故意によるものと市が証明するのは困難であることから錯誤によるものと推定した。
(建設経済部長)

在宅介護看護、施設入所、包括支援センター



大山重隆議員

Q

幸手市の独居高齢者・高齢者のみ世帯は、全世帯の約3割にのぼっている。自宅へいつでも来てくれる介護看護サービスは機能しているのか。施設入所になった場合、自己負担額はどの位か。負担が困難の場合、援助はどのように受けられるのか。

A

幸手市の独居高齢者・高齢者のみ世帯は、全世帯の約3割にのぼっている。自宅へいつでも来てくれる介護看護サービスは機能しているのか。施設入所になった場合、自己負担額はどの位か。負担が困難の場合、援助はどのように受けられるのか。

年度中に、東西両方とも公募(民間委託)される。民間委託となったセンターを評価・十分に指導出来る有能な専門職(経験豊かな)は担当課内に居るのか。その資格職・人数を伺う。

自宅へいつでも来てもらえる訪問系サービスについて、現在市内に事業所はない。サービスの整備を公募により進める。

施設入所の自己負担額は、施設の種類や対象となる方の所得に応じて異なる。自己負担額の軽減については、給付の中で負担軽減につながる制度があり、周知されるよう努めていく。

地域包括支援センターの評価・指導等については、介護現場等の経験のある者を含め、保健師・社会福祉士等有資格者を4名配置し対応している。

(健康福祉部長)

こども食堂設置についての市の見解を問う



木村治夫議員

Q 厚生労働省の国民生活基礎調査によると、7人に1人のこどもが貧困状態にあり

ますと報告された。地域のこども達を見守る組織として「こども食堂」が全国2286ヶ所で活動している。県内でも83ヶ所活動展開されている。そこで2点伺う。近隣市町の中で幸手市はこども食堂設置空白市である

が、現状認識をどう考えているのか伺う。また、まちづくり活動支援として、NPO・企業・個人・民間団体等と連携し市民協働による事業と考えるが市の見解を伺う。

A こども食堂は、ひとり親家庭等におけるこどもの

孤食^{こしよく}や、経済的な理由で十分な食事をとれないこどもへの食事の提供等を行うもので、個人や地域住民、NPO、社会福祉法

人等、主体は様々であるが、現在、当市における活動は把握していない。

主に、食材・資金の調達、人員・場所の確保等が課題となるが、実施に向けては、各主体による役割分担、協力、連携が必要であり、行政としても、どのような支援ができるか、調査・研究して参りたい。

(健康福祉部長)

補助金交付の法的根拠は



武藤寿男議員

Q 補助事業申請時に、市の担当者、申請者に国などの補助金の有無を確認したところ「含んでいません。すべて単独事業です。」との認識で市補助金を交付したが、実際には、

国などの補助事業があり、過分に交付された。

この国県等の補助金を含む事業に対し、この度、市は10年間

遡及をし正式な申請もないのにも拘らず、交付要綱の限度額一杯の事業費の10%を交付したことにしたが、この補助金交付事務の合理性と各法令、条例等の根拠は、どこにあるのか伺う。

A 市の規則に基づく調査等の結果、補助金が過多とな

っていることが判明した。補助金は、負担付き贈与契約として私法上の契約とみることができ、過多となった補助金は、市

の要綱で定める補助率を超えて交付されたことから、法律上の原因なく受けた不当利得であると判断した。

故意に不適正な申請がなされたか否かは客観的に示すことができなかったため、悪意については立証できないとして、民法第七百三条の不当利得の返還義務を根拠に返還を請求した。

(建設経済部長)